

令和5年度

富士宮市農業委員会総会議録

令和5年10月16日 開会

令和5年10月16日 閉会

富士宮市農業委員会

令和5年10月16日午後1時00分富士宮市農業委員会会長齊藤 学は、富士宮市農業委員会総会を富士宮市役所全員協議会室に招集する。

委員定数 19名  
出席委員 18名

農業委員出席委員

1番 脇坂英治	2番 近藤千鶴	3番 赤池勝
4番 齊藤学	5番 佐野守	6番 佐野均
7番 佐野強	8番 伊藤照男	9番 近藤雅隆
10番 村松義正	11番 富永政則	12番 宮島孝子
14番 旭一昭	15番 萩真教	16番 後藤文隆
17番 佐野むつみ	18番 内堀忠雄	19番 杉山弘子

欠席委員

13番 遠藤光浩

農地利用最適化推進委員出席委員

1番 土井治	3番 渡井清孝	4番 渡邊勝彦
6番 村松慎一	7番 土井一彦	8番 加藤文男
9番 藤浪庸一	10番 有賀文彦	11番 鈴木四郎
12番 篠原兼義	13番 牧澤邦彦	

欠席委員

2番 塩川金彦 5番 竹川篤志

事務局職員

(併)事務局長	野毛裕紀子	次長兼振興係長	望月伸浩
主任主査	押尾貞治	主査	池田幸司
主査	滝口悠美		

皆さん、こんにちは。お疲れさまでございます。

それでは、会議に入る前に、本日の資料の確認をさせていただきます。

先に配付させていただきました議案と、本日、机上配付物としまして、農地法の規定による申請について取下願の処理状況、議案に係る別冊航空写真、農地改良届出書の受理状況、農地利用最適化推進会議の資料、農業会議情報、そして、10月分の活動日報ですが、こちらのほうですけども、11月、来月の総会の際に、提出のほうをお願いします。そのほか農地の苦情ということで、それぞれ該当地区の委員さんには机の上に置かしていただいてありますので、また、御確認のほうをよろしくお願いをします。

以上です。配付漏れはございませんか。

それでは、よろしくお願いします。

議長 会長 齊藤 学（以下同じ）

本日は大変お忙しい中、農業委員会総会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

それでは、会議に入る前に、13番 遠藤光浩委員から本日の会議に欠席する旨の申し出がありましたので、御報告いたします。

出席委員が定足数に達しておりますので、本会議は成立しております。これより本日をもって招集されました富士宮市農業委員会総会を開会いたします。

議事に先立ちまして、「農地法の規定による申請について取下・取消願の処理状況」を事務局に報告させます。

事務局。

事務局 池田主査

本日、配付しました、令和5年9月11日から令和5年10月15日までの農地法の規定による申請（許可）について、取下・取消願の処理状況を御覧ください。

第1項及び第2項について、1ページから4ページを御覧ください。

所在地等は議案のとおりです。太陽光発電設備を目的とした農地法第5条許可申請が提出され、令和5年8月10日の総会にて条件付での許可相当として、農地法第5条の意見決定がなされました。都合により、令和5年9月12日に取下願が提出されました。

続きまして、第3項について、5ページを御覧ください。

所在地等は議案のとおりです。本日の総会資料15ページに記載があります、第5項の案件となります。令和5年9月20日、農地法第3条許可申請、受付番号第76号で受理しておりましたが、都合により、令和5年10月4日に取下願が提出されました。

報告は以上です。

議長

処理状況でありますが、質疑があれば質疑を許します。

御質疑がある方の挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。会期は本日 1 日と決定したいと存じます。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長

御異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定いたします。

次に、「会議録署名人の指名について」を議題といたします。

お諮りいたします。

会議録署名人は、6 番 佐野均委員、7 番 佐野強委員を指名することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長

御異議なしと認めます。よって、会議録署名人に 6 番 佐野均委員、7 番 佐野強委員を指名いたします。

本日の議事日程は目次のとおり、報第 57 号から議第 63 号です。

初めに、報第 57 号から報第 61 号までを一括して事務局から報告させます。

事務局。

事務局 池田主査

令和 5 年 8 月 21 日から令和 5 年 9 月 20 日までの受理分について報告いたします。

議案の 1 から 3 ページを御覧ください。

朗読します。

報第 57 号 農地返還通知書の受理について

農地の使用貸借権の合意解約がなされたことの通知があつたので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借契約の合意解約による通知が 11 件提出されました。

続きまして、議案の 4 から 6 ページを御覧ください。

朗読します。

報第 58 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

農地の権利を取得したことの農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、5 件の届出が受理されました。

続きまして、議案の 7 及び 8 ページを御覧ください。

朗読します。

報第59号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第4条第1項第7号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、3件の届出を受理しました。

続きまして、議案の9から12ページを御覧ください。

朗読します。

報第60号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転またはその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項第6号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、13件の届出を受理しました。

続きまして、議案の13ページを御覧ください。

朗読します。

報第61号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について

租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税猶予の適用を受けていた特例農地について、期間が満了するのにあたり当該特例農地の利用状況を富士税務署に通知したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、現地確認の上、1件の特例農地の利用状況を通知しました。

報告は以上です。

議長

事務局から報告がありましたが、ここで一括して質疑を許します。

御質疑のある方の挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長

御質疑なしと認めます。よって、報第57号から報第61号まで報告済みといたします。

「議第59号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 池田主査

議案の14ページを御覧ください。

議第59号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について

農地の所有権の移転またはその他の権利を設定・移転しようとする、農地法第3条第1項の規定による許可申請が次のとおりだったので、審議を求める。

第1項及び別冊航空写真1ページを御覧ください。

申請地は淀師で、物見山球場の南西に位置する農地です。受人は栗倉南町にお住まいの新規就農者で、渡人は議案書のとおりです。使用貸借契約となります。

受人は、実家の農地にて野菜栽培等を家族と共にに行っておりましたが、自ら耕作を行いたいと考え、借地を探していたところ紹介があり、申請に至ったものです。

受人は他に農地を所有しない新規就農者となり、申請地で里芋などの露地野菜を栽培する計画です。受人の許可後耕作面積は1, 583平方メートルで、受人の稼働人員は2名です。

続きまして、第2項及び別冊航空写真2ページを御覧ください。

申請地は、北山で井出種畜牧場の北に位置する農地です。受人は、北山にお住まいの新規就農者で、渡人は議案書のとおりです。売買契約になります。

受人はこれまで、申請地の近隣にある宅地及び非農地証明を発行した敷地を取得していましたが、受人の下限面積要件が整わず、本申請地の農地のみ所有権移転ができず、実質的な管理・耕作のみを行っていたところ、下限面積要件を撤廃する農地法の改正があったため、今回、所有権移転したく申請するに至ったものです。受人は、他に農地を所有しない新規就農者となり、申請地では、ナス、キュウリなどの露地野菜を栽培する計画です。稼働人員は2名となります。

続きまして、第3項及び別冊航空写真3ページを御覧ください。

申請地は山宮で、ファミリーマート富士宮山宮店の南東に位置する農地です。受人は山宮にお住まいの新規就農者で、渡人は議案書のとおりです。贈与契約になります。

受人は約40年前から当該申請地を口約束で借りて耕作をしてきましたが、下限面積要件を撤廃する農地法の改正があったため、今回、所有権移転したく申請するに至ったものです。受人はカンショ、バレイショ等を栽培する計画です。なお、許可前面積が46平方メートルとなっていますが、当該地は自宅隣の狭小地となっており、使うことができなかつたものです。受人の許可後耕作面積は431平方メートルで、受人の稼働人員は2名です。

続きまして、第4項及び別冊航空写真4ページを御覧ください。

申請地は上井出で、上井出インターチェンジの東に位置する農地です。受人は上井出にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約になります。

受人と渡人は兄弟関係にあり、渡人の居住地は、申請地から離れている一方、受人の居住地は申請地に近く、耕作管理しやすいことから、売買の意向が合致して申請するに至ったものです。受人はジャガイモやタマネギ等を栽培する計画です。受人の許可後耕作面積は5, 451平方メートルで稼働人員は3名です。

第5項は、10月4日付、取下願にて取り下げられた案件となりますので、第6項及び別冊航空写真5ページを御覧ください。

申請地は上稻子で、上稻子区民館の北に位置する農地です。受人は、神奈川県横浜市にお住まい

で、渡人は議案書のとおりです。売買契約になります。

申請地は、今年8月に道路・宅地・山林を理由とした非農地証明申請が行われ、許可をした土地の隣の土地になります。そのほかの土地については分筆登記を行い、維持のため、非農地証明申請を行って、本申請の受人が売買により取得を行っていますが、農地についても、取得したく申請するに至ったものです。受人はナスやキュウリ等を栽培する計画です。受人の許可後耕作面積は369平方メートルで、稼働人は1名です。

以上、第1項から第6項までの申請について、農地法第3条第2項各号の許可しない要件には該当せず、問題ないと判断しました。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

ただいまの上程議案のうち、1項から3項について、担当委員の調査報告をお願いします。

15番。

15番 荻 真教委員

15番です。議第59号第1項の案件について、調査報告いたします。

10月13日、午前11時30分から、申請地にて、代理人行政書士、私、事務局1名の3名で現地調査をさせていただきました。譲渡人と譲受人との使用貸借契約に伴う申請となります。譲受人は、農家の知人の紹介で休耕地が見つかり、譲渡人との間での貸借の話し合いがつき、新規就農することとなり、今回の申請となりました。譲受人は実家にて、10年程度の農業の従事経験があり、機械器具もそろっており、既に耕作もされております。

営農計画書にも問題はありません。事務局の説明どおりで、特に問題ありませんので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

11番。

11番 富永 政則委員

ただいま審議中の第2項について、調査報告をします。

去る10月12日、午前9時40分より現地にて内堀委員、担当行政書士、譲受人、事務局、私の5人で調査しました。現場は面積が67平米ということで、下限面積の以下ということで、既に、受人が、渡人より借りて耕作してありました。今後、家庭菜園を利用していくということで、事務局どおりの報告で問題ないと思います。

審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

3番。

3番 赤池 勝委員

ただいま審議中の第3項について報告します。

10月12日、午前9時より、申請代理人、私、事務局1名で現地調査を行いました。詳細につきましては、事務局の説明のとおりです。

申請内容どおり問題ありませんので、御審議のほどよろしくお願ひします。

議長

それでは質疑を許します。

御質疑のある方の挙手を求めます。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第59号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第59号は原案のとおり処理することに決定しました。

「議第60号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明させます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

議案の16ページを御覧ください。

朗読します。

議第60号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転又はその他の権利を設定しようとする、農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び航空写真6ページを御覧ください。

申請地及び申請人は、議案のとおりとなります。申請人が売買により権利設定し、駐車場22台に転用しようとするものです。申請人は、運送業を営んでおり、市街化区域、市街化調整区域の線引き前から、当該申請地を駐車場として使用していたとのことですが、今回、違反に対する追認の転用申請となります。併せて、当該申請地内に建築物がありましたら、建築基準法に違反するため、建物撤去が必要だったところ、是正がなされていることを確認いたしております。

申請地につきましては、運送業の制約があることなども含めて、代替性の検討を実施しておりますが、ありませんでした。

駐車台数につきましては、現在駐車している大型車6台と4トン車6台、2トン車1台及び従業

員駐車場として9台の計22台であり、転用計画面積も台数に対して過大な面積ではないと考えられます。

申請地は富士宮西高校のすぐ南に位置し、市街化区域の用途地域に近接する第2種農地に該当します。周囲は北を道路、南側、東側を山林、西側を病院敷地に接していますが、周囲に農地はなく、周辺への影響は少ないと思われます。資金は自己資金で確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

第2項、第3項は、同一申請人の同一場所での申請となりますので、一括して説明をいたします。  
議案の第2項及び航空写真7ページを御覧ください。

申請地及び申請人は議案のとおりとなります。

申請人は、住宅建築を検討したところ、売買により土地を購入し、優良田園住宅を建築するため、申請に及んだとのことです。申請地は富丘小学校の北西約500メートルに位置する小集団の生産性の低い第2種農地に該当します。

周囲は東を田、西を道路、南を宅地、北を田に接し、擁壁を施すなどの隣接農地への被害防除措置を行い、何か問題が生じた場合は、申請人が自己の責任で解決します。

第3項につきましては、第2項の優良田園住宅の建設に当たり、優良田園住宅の要件である、幅4メートルの道路に接道する必要があるため、航空写真で囲っている範囲の西側に接道道路がありますが、こちらの道路部分とするため、申請地を分筆し、道路幅を4メートルまで拡幅するため、転用するものです。なお、市から優良田園住宅建設計画について認定されております。資金は自己資金と借入れで確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

第4項及び航空写真7ページを御覧ください。

申請地及び申請人は議案のとおりとなります。

申請地は第2項、第3項と同一の場所の案件となります。

申請人は、航空写真7ページの白く枠で囲っている範囲の東側農地の所有者でありますが、周囲に道路までつながる土地を所有していないなく、通行や排水に支障を来すため、白い枠で囲っている範囲のうち、南側幅4メートルを農地への通行路及び田の排水路として今回、転用申請するものです。  
申請地は、富丘小学校の北西500メートルに位置する小集団の生産性の低い第2種農地に該当します。周囲は東を田、西を道路、南を宅地、北を田に接し、何か問題が生じた場合は、申請人が自己の責任で解決します。

田んぼからの排水路につきましては、既に当該申請地に土側溝の形で排水していることですが、今回、U字側溝を整備し、道路部分につきましては、碎石を敷き、雨水については自然浸透となります。代替性の検討につきましては、周囲に検討しましたがありませんでした。

資金は自己資金で確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

第5項及び航空写真8ページを御覧ください。

申請地及び申請人は議案のとおりとなります。申請人は、住宅建築を検討したところ、売買により土地を購入し、優良田園住宅を建築するため、申請に及んだとのことです。申請地は上井出小学校の南側約200メートルに位置する小集団の生産性の低い第2種農地に該当します。

周囲は西を道路、北と東を宅地、南を畑に接しますが、南側農地との境には、土を止めるコンクリート壁を設置し、被害防除措置を行い、何か問題が生じた場合は、申請人が自己の責任で解決します。

資金は、借入れで確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。なお、市から優良田園住宅建設計画については認定をされております。

説明は以上です。

議長

それでは質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。それでは、農業委員による採決を行います。

議第60号は原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第60号は原案のとおり処理することに決定しました。

「議第61号 転用目的・事業計画変更申請の承認について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

議案の18ページを御覧ください。

朗読します。

議第61号 転用目的・事業計画変更申請の承認について

農地法による転用の許可がなされた後、計画変更の承認申請が次のとおりあったので、審議を求める。

第1項及び航空写真は9ページを御覧ください。

申請地及び申請人は、議案のとおりとなります。

令和2年11月10日に申請人である法人が、発電所改修工事に伴う工事用駐車場及び資材置き場への一時転用許可を受けましたが、諸事情により当初計画での事業完了が困難となつたため、一時転用期間の延長をしようとするものです。

当初の工事期間は令和2年12月から令和4年4月までの約1年5か月を予定していましたが、

河川法に規定する県の許認可手続が難航したことで、工事計画の見直しが必要となり、工期が大幅に遅延したことから、工期を約1年6か月延長し、令和4年4月11日に、工期を令和5年10月31日までとする計画変更承認の許可を得ました。しかし、発電所の更新に伴い、基礎及び放水庭などの再構築のため、既設コンクリートの壊しを行っていたところ、放水庭の底部から想定していなかった大量の湧水の発生があり、新たなコンクリートの敷設に当たり、施工場所をドライ状態にする必要がありますが、当初施工計画の排水処理では間に合わないため、新たな施工処理を行う必要が出たことから、工期を令和6年3月31日まで延長するものです。

申請地は上野中学校から約400メートルほど西方向に位置する中山間地域内の小集団の生産性の低い第2種農地に該当します。

利用に当たりましては、農地のため、鉄板を引き、工事終了後は鉄板を撤去し、耕運機で土を起こし、農地へ復元する計画です。

許可後、安全面に配慮しながら工事を実施します。

説明は以上です。

議長

それでは質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

はい。どうぞ。

2番 近藤 千鶴委員

先ほどの発電所ですけれども、東京電力の何、この名称は何ていう発電所でしょうか。

議長

事務局。

事務局

名称でございますけれども、■■■■の改修工事に係る今回、資材置き場駐車場用地として的一時転用申請の延長の許可申請になります。

2番 近藤 千鶴委員

分かりました。

議長

では、農業委員による採決を行います。

議第61号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第61号は原案のとおり決定することにしました。

「議第62号 非農地証明申請の審議について」を議題といたします。

事務局。

事務局 望月次長

それでは議案の19ページを御覧ください。

それでは朗読します。

議第62号 非農地証明申請の審議について

登記簿の地目が農地になっている土地であって、その現状が農地以外になっているものについて  
証明申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び別冊航空写真は10ページを御覧ください。

申請地は、精進川で精進川区北原集会所の東に位置する農地です。昭和46年9月4日に、申請  
地南側に住宅を建築したときから、庭木等を植栽し、住宅の敷地として使用しております。都市計  
画法上は、線引き前宅地のため問題ありません。

10年以上前から宅地であることが確認でき、農地への復元も困難なため、非農地として扱って  
差し支えないと判断しました。

続きまして、第2項及び別冊航空写真は11ページを御覧ください。

申請地は半野で、半野区新屋集会所の西に位置する農地です。

平成12年7月に先代より相続を受け、数年間は耕作を行っておりましたが、高齢になるととも  
に耕作できなくなり、平成23年8月頃には現在の原野状態になりました。

10年以上前から、原野であることが確認でき、農地への復元も困難なため、非農地として扱っ  
て差し支えないと判断しました。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員の調査報告をお願いします。

事務局。

事務局 望月次長

それでは、この案件につきましては、齊藤会長の案件でありますので、総会前に調査内容につき  
まして、伺っておりますので、事務局より代読いたします。

令和5年10月12日、午後1時30分頃、土井推進委員と私、申請者、代理人の行政書士、事  
務局2名にて、現地調査を行いました。

申請地は、昭和46年から宅地の一部として使用しており、農地への復元も困難です。

事務局の説明のとおり問題ありませんので、審議のほどよろしくお願いしますとのことです。

議長

8番。

8番 伊藤照男委員

2項の調査について、報告いたします。

10月12日、申請人の代理人、土地家屋調査士の立会いのもと、佐野むつみ農業委員、私、農業委員会事務局とで現地調査を行いました。

調査地の地目は畠となっていますが、長年作物は作られず、耕作放棄地となり、森林及び原野となっていました、復元不可能な状態にあり、現況は農地ではありません。今回の非農地証明申請は、適当でありますので、御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手を求めます。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第62号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第62号は原案のとおり処理することに決定しました。

「議第63号 富士宮市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局。

事務局 池田主査

事務局です。議案の20ページを御覧ください。

議第63号 富士宮市農用地利用集積計画の決定について

令和5年9月26日付富農第708号で決定を求められた富士宮市農用地利用集積計画につき、別紙のとおり決定するものとする。

別紙農用地利用集積計画（案）について説明いたします。

ページを1枚めくっていただきまして、農用地利用集積計画（案）の2ページ目、農用地の流動化状況を御覧ください。

利用権の設定を受ける者の数4人、利用権を設定する者の数4人、利用権を設定する農用地の面積は計1万4,154平方メートルとなります。所有権移転はございません。

1枚めくって、集積計画を御覧ください。

貸借について第1項から第4項まで、全て中間管理事業となります。

概要の説明は以上となります。

それでは、第1項から順に説明いたします。

第1項及び別冊航空写真12ページを御覧ください。

申請地は杉田で、富士脳障害研究所附属病院の南に位置する農地です。受人は議案書のとおりで、

使用貸借権設定です。期間は10年新規になります。

移転後経営面積は7万5, 350. 61平方メートルになります。

続きまして、第2項及び別冊航空写真13ページを御覧ください。

申請地は下条で、牧野酒造の北に位置する農地です。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。期間は10年新規となります。

移転後経営面積は1万27. 03平方メートルとなります。

続きまして、第3項及び別冊航空写真14ページを御覧ください。

申請地は村山で、村山浅間神社の西に位置する農地です。受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。期間は10年で新規になります。

移転後経営面積は4, 488平方メートルとなります。

続きまして、第4項及び別冊航空写真15ページを御覧ください。

申請地は上井出で白糸の滝駐車場の北東に位置する農地です。受人は議案書のとおりで使用貸借権設定です。期間は10年新規になります。

移転後経営面積は1万4, 657平方メートルとなります。

以上、農業経営基盤強化促進法改正附則第5条第1項に基づき、旧農業経営基盤促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方、挙手を求めます。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第63号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第63号は、農業経営基盤強化促進法改正附則第5条第1項の規定により処理することに決定しました。

続きまして、報告事項として、「農地改良届出書の受理状況」を事務局から報告させます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

農地改良届出書の受理状況、令和5年9月11日から令和5年10月15日につきまして、説明します。

本日配付しました農地改良届出書についての受理状況及び添付の航空写真を御覧ください。

農地改良届出書の提出が 1 件、事業完了報告書の提出が 1 件ありました。

それでは説明します。

第 1 項につきましては、届出者が令和 4 年に購入しましたが、石が多く利用できいため、土を入れ、農地改良を行ったものです。

農地改良の実施期間は令和 5 年 2 月 1 日から令和 5 年 4 月 30 日までの間であり、既に農地改良は実施されておりまして、事後での届出、事業完了報告となります。

現地を確認し、既に耕作されており、特に問題はありませんでした。

第 2 項につきまして、申請地は、耕作用表土がなく利用できない状態であったため、客土を 15 センチ、一律に敷くことを計画し届出するものです。

なお、盛り土 30 センチ未満のため、県盛り土条例には該当しませんが、市盛り土条例の該当になります。こちらは申請済み、受理済みとなっております。

届出書に問題はなく、工期は令和 5 年 10 月上旬から令和 5 年 12 月 28 日までとなっております。

説明は以上です。

議長

事務局から報告がありましたが、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。よって、報告済みといたします。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の農業委員会総会は 11 月 10 日を予定しております。

以上をもちまして、令和 5 年 10 月富士宮市農業委員会総会を閉会といたします。

引き続き、1 時 45 分から農地利用最適化推進会議を行います。それまでは休息といたします。

午後 1 時 36 分終了

本会議録を書記に作成せしめ、会議録署名人と共に署名する。

富士宮市農業委員会

会長

会議録署名人

6 番

会議録署名人

7 番